

流鏑馬次第

991
508
789.5

1
7
145



沈用錫

檀馬古齋

一

991
508
789.5

1
7
145



991
508
789.5

序

古者天子每歲五月五日武德殿御
之近衛兵衛ノ騎射ヲ覽給フ次テ競
馬等ヲリ夫流鎗馬者此式ヲ模シテ
執行ハル神社ノ祭禮ト見ヘ夕リ應
仁己來天下岳乱ニ罹リテ諸社ノ流
鎗馬或ハ退轉ニ或ハ其名而已存也
リ爰ニ適小笠原持長流鎗馬次第長

右之書ハ誤リ
此序ハ本ナシ

49-2478

谷川流流鏑馬ノ書二部ヲ得ト云ヘ
凡其概ヲ記シテ事足ラス

按スルニ武田伊豆守信豊其子信景門啓ノ
書ニ曰流鏑馬日記於二百年七退轉ノ間夕
中々不能返事ト云云其書永祿十年誌又所
ヒシテ今ヲ距事百有餘年ニ及ヘリ其先既
ニ斯ノ如ナル時ハ其書世ニ存スヘカラス

是ニ於テ諸家ノ聞書流鏑馬ノ事ニ
關ル者ハ一句トイヘ凡索搜ニテ是

ヲ補ヒ且武德殿騎射式ハ延喜式江
家次第ノ文ヲ板萃シテ是ヲ載セ東
鑑ノ流鏑馬者射式ニ關ラストイヘ
凡事實ヲ録スル事詳ナリ是亦援用
ノ凡武德殿ノ騎射尊武術修鍊ノ為
也神社ノ流鏑馬ニ於テハ言歌害氣ヲ消
除ニ及神事過失ナキヲ要トスル者
也故ニ今俣枝俣ヲ勤ル輩其至意ヲ察

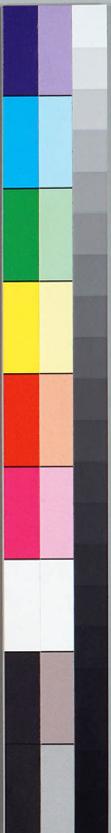
シテ執行ヘキ事也ト云爾

○流鏑馬次第

一 馬場ノ事 二町方ノ馬也 三 馬ノ下
笠段ノ馬場也 四 馬ノ下 五 馬ノ下
矢場也 六 馬ノ下 七 馬ノ下 八 馬ノ下
射ノ時ノ馬手也 九 馬ノ下 十 馬ノ下

一 二のめさす一尺八寸半也 二 三尺五寸
もよみすは二寸也 三 紙也 四 紙也
五 紙也 六 紙也 七 紙也 八 紙也
九 紙也 十 紙也

再本云前寸一尺半代於三尺五寸



長谷川流流編る日記云的の根板
の事松の木は満寸の板也コワトク
トリ合て二枚を記あり的の寸法廣
一尺九寸厚一分中事長四尺
六寸半の面一歩四寸ナカラ但的半の七
寸半の寸方ナシ志不て根根
の寸方ナシ

武田家圖書
准具足著云

長三尺六寸志不て小切をさるへ
伝言ぬるへ海へ一尺八寸一の的
はく本より四十二法二一の的
一の的は世八法志を引きて
つ巻

一の的は間弓杖四十八杖伝言れを記を
考れよりして的の間のべ志を引きて海へ
射の志を引きて事志の志を引きて

けふは故実之

一 二名の弓同二十八杖之的矢射之二十七杖
一 的より走れ射之尺五寸也

巻川道運所始

此条イニナシ

・民部少輔尚清書之的の寸一尺串の長
さ二尺五寸一の的の弓四十八但
一ののやきおとれより一の的のいさこ
志のべあゝ矢あゝ一又射のれおとれ又
よりて串のかりさのべあゝ矢あゝ一是
お彈故実なり。二の的二十八杖之乃
的之十七杖的と馬を一里の弓之尺五
寸

巻川道運所始

此条イニナシ

・小笠原宗長書云流彌る之事鎌倉
右大將家御時日記也一の四十八杖二の
的二十八杖之的之十七杖之的一尺八
寸串之尺五寸は一のむまこのあゝ一
之尺五寸的あゝ一ののやきおとれ

ふより又も射午の老翁ふより之
ありは時みよりてもき酒之的一尺
あり

・長谷川流流猶る日記云馬場

馬場へ四尺の殿系切して羽さき一尺

一番二番ハ族之式ハ六人八人十人なり 夜宮より

下向する時数々流猶馬のたてり馬場

越馬場と申す馬場中より一の的二の的

三の的表在り流猶をとり流猶の

廣野を向て手口傳を待りてはありなり

ありの立の役人の流猶も是ハ在之能く

最存知給へきあり史的の在所決定するハ

先二の的よりよりをとりて子細而流

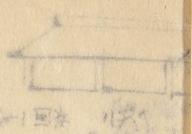
取の前代酒の候屋の南向の東より二番目の

程は中より南へ一丈又尺ありて是二の的

の在所あり候取より東へ十尺又尺ありて

取之の的の在所あり是より北へ南へ

長谷川流流猶馬
日記本書ニ馬場
ノ圖ナレト雖トモ
文段ニ因テ今假
ニ圖リ作入



一の的と二の的と一弓を矢張二も
 三も矢張をくらひてつとく不と箭が
 たるとみかんとの情を射後と二ハ
 この的は同じる者や支那の弓遠近
 不同なりと云々存知せぬる願馬
 場ハ二町程と心得て吾等と云ハ
 弓の合て流漏る矢あり一後と前ハ
 射を中と素良ある場の的弓不
 同ありと云ハてたんの的矢射と云ハ
 者之此日記の云々馬場を云ハてあり
 繪下是程心持かり人弓くらせ繪ハ
 皮馬場を繪ふに移て祖張加ハる中
 へその^{本六}駿河にありたるは繪魚
 是昔の日記ハ昔也前日記ハ北ノヨネテク井ノウツノ手
 又ら何人云々良の馬場のり換け日記の
 一の的ハ五尺より七南ハる者之



むしりたる徒あんとわしりて立縮死
大いふあんなり子細あり此より
より覚悟して仕下丸あんにまき
あんなり繪巻屋敷者や又あんなりの
云と一の夜宮あんと小馬場は人
わけて射る此のより一は被て射
と此ハ馬子として可掛頭を弓矢中
こして射るを百平と云あり又いまの
く可掛を造る射る此をいふありと
云てありと被る一は一は被るもあて
馬の之のより射る此射る如けの
年昔は今より云ありと射る
心持張あつた西巻

三六寸ハ二尺寸
百三足ハ四十三
間余
百廿足ハ四十間
百五足ハ五十
間



と紙小より一八百三十是二六百廿
是二八百五十是をゆけ三町は各
ける書片在之

一 下は装束の次并射籠手ハとも小かへん

二 巾着をこしらへ 二も海のくま紙由致

三 水ん紙も海 四 びん紙も

五 大カをこく 六 征夫紙も

七 右の巾着をこしらへて紙はてやうに

八 左の巾着をこしらへて紙はてやうに

九 右の巾着をこしらへて紙はてやうに

十 笠紙も

十一 小の海 十二 右紙も

イ 此方条ナシ

巻川通運船拵

氏教女補尚清書云 下は装束の次并

あけこて 二も海をこしらへて紙はてやうに

二 巾着のこしらへて別の日付在る二番

二も海をこしらへて紙はてやうに



城きてやくてえう角とすう角四番
騰せをく五番は太刀張をく六
征矢とく七番は右の神とく酒や
て鞭張ぬきいろ八番は丸の神と
くぬきてこてとすう結のとめく湯煮くや丸
の神とく里て付丸番小笠とすう十番小笠と
くく十一番は馬とく十二番は弓張
てくち出候と

一 供物の次第

一 弓の丸 童 装束はすくぬく
張あく漆てもんを上げん力も
けり同をすもせぬと

馬の右 雑象

装束はくく其死をくやよて
別之をくをくくをく
者くをや

其後言は尾より袋 白布 けりく
い切ぬと





一葉于此小書アリ
由欽 果神云云書小にてをいす處一六番小むり玉冠をこころ
 一と次は初勝紙をこ次はあてを何と
 徳をば前後の徳より多て結ぶ角一次は元
 句の紙はく次は笠をさす 次は矢と忍いら
 小舟を次は替紙をさして馬よりる

卷門道運不持

一三此年ナシ

一 民部少輔尚徳書云射衣装束の次序
 一番はさう角のくり紙中欽二番は
 三番はさう角三番は右の袖をさく

一 四番はさう角の袖をさくぬきてもら

一 五番はさう角の袖をさくぬきてもら

一 六番はさう角の袖をさくぬきてもら

一 七番はさう角の袖をさくぬきてもら

一 八番はさう角の袖をさくぬきてもら

一 九番はさう角の袖をさくぬきてもら

一 十番はさう角の袖をさくぬきてもら

一三此年ナシ
小倉原持長書

射御拾遺集云射装束ハ小舟紙付ハ笠
 と装束ハ作花ヤと紙付て射る事アリ



一其後弓張射て三場（赤）をて矢とぬら
てくけく。左よて左徳ととりて右よて捨
むらの扇張ぬきて笠張場とほくらひいては
て右のよよへ平徳とゑて弓（平）字の能す忌と
見ゆりて馬とハカ（平）字の能一是ハ式の本と
笠のえ張もほくらを矢とまかひてまけて
お寄せて。屋をかく所も有（一）或は射子
乃を悉又ハる本との矢とるいま射時の自
然の儀と

・古卷川流流福日記云八月初より新曆
竹笠ゆきて馬張每向より弓と別立くもの
両扇一弓と右の平小ぬて丸の字よ
り。天張もゆ志不ての祢よかす見て
平て少らの扇をぬきて笠のをも張丸
を記し又く右と後よ二度打て三
度目小むふの上よりおろして三場末

城右の廟は上より見をふり鳥と出
一たのち小持る弓よて赤入る
て矢のかけ城をに高槍鞭の
廟と右の肩の上よりすて鳴聲と
いふ籠少んをり鞍とらす一腰と丸
一少弓此本城にのめ的城射一

・飯田家傳束し書云流鏑馬の時すてむ

ちしつゝ馬城射ハシ射カするとしておとる
廟とて二ををうちて捨ハ中ナ也けり

小笠原の馬場の廟形は根本是なり

おとるや秘流り也

一射の時と弓を打入る矢城落古事
あり槍を登りてそあして矢をぬきてた
引時かうあつ弓斗張満るしを捨むち
引時矢張ぬきしあてをく
一矢と出してはる時弓と矢と打ちあ



只胸の弓取り小矢ちりけくはいい
假也特の時も同前也其外小せり
かけ急の時も同前也

けり
由賀高志書

・武田小笠原重頼のちり

しる事大逆物所之矢流備る小矢

ぬき小矢第一之矢ちり流矢武田

はしりや矢取ぬき切りに笠のちり

しる事大逆物所之矢流備る小矢

ぬき小矢第一之矢ちり流矢武田

はしりや矢取ぬき切りに笠のちり

しる事大逆物所之矢流備る小矢

ぬき小矢第一之矢ちり流矢武田

はしりや矢取ぬき切りに笠のちり

しる事大逆物所之矢流備る小矢

ぬき小矢第一之矢ちり流矢武田

はしりや矢取ぬき切りに笠のちり

けり
由賀高志書

・萬年書春信書云や小矢のちり

ぬき小矢第一之矢ちり流矢武田

はしりや矢取ぬき切りに笠のちり

しる事大逆物所之矢流備る小矢

一流編馬可仕由作上り九の的と先射り
しる依物の事之九八の的をいふ
大造りしる世よりけしハ皆作物也別所

日記 在り

イニハ小字ニテカク
異本云三九の的系寸九寸申の
女三三の古略一書ハ

越前道運所持

此々条イニナレ

申儀長く三尺の同申す

長原正信所持

吉良書云三の的とは流編馬の事也

又申すは小の的也之ハ立射るをも云也

以肩平イニナレ
夕貴高志書

美人草云三の的とハ流編馬の事也

又如らつら小の的也之由ていふ也

之的と云也

此々条イニナレ

飯田家傳某書云文字・記の内

ハ的取留馳引之九四六之是ハ何物

可上ノ他物也流編馬乃根元の心也

竹籠手由定經所持

飯田石見書傳來書云之九寸也

此々条イニナレ

八的等曲節と云ハ昔海中より氣志
 屬のその上ハ越河そハハすハめ小
 寸日大明神也ハ先の流と云之傳て
 以て矣九段持以て之九段ありハハ
 事被言志ヤの之流ありハハハハ
 何と云ハ之九段何ぞハハハハハハ
 其時海中より氣志屬の者上ハ
 何と云其村寸日大明神ハ章院有て
 的とハ御して以て矣哉九段持以てハの
 流と云ハ其ハハハハハハハハハハハハ
 以てけハハハハハハハハハハハハハハハハ
 作矣よて何ぞハハハハハハハハハハハハハハハハ
 此八的ハ流鑑言ハ流と云ハ古してハ古
 ともみ物同んよてハハハハハハハハハハハハハハハハ
 才と云ハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハハ

下村真徳所持
 吉良書云八的と云事ハ是古日本

てお來の物之是ハ云方楳又ハ禁中楳
而日本乃祭事の爲めに正月より九日目元は
て是張所あるはくまゝ四方の悪魔
たゞけしめられ成作爲めたより大秘
傳の物之此義は他家より知らず
写本中日本乃祭事也

ひんぎ

一何のちれ寸方たて之楳一丈二尺
小志て小あつちもなまゝして的を八ツか
くはなめ

目上

一楳の大きハ八寸四方小して楳と云ハ楳は
かくる之此的ハかくるも云て小的は
たつると云ん

目上

一馬場ハ六町又楳て云之跡して射る之
やふく免のし

目上

一たいといかま笠掛と同前之
一射板を東西南北と射る也楳且圓の

中半此此八的七勝負の射事ハ八
的と見やくて射事也

一此的或他家にて人間のハ苦を射也
ふたために中座割の註也。やに
あつてはとも其ハ畧儀之聊云云始を
ハあす作半也

右何能此面也云々此介は別半は傳
を傳又犬追物の事ハ弓馬までの事
云あつといひ大なるむつと事也
大方のち張云々はためやや云々
す物之弓馬をよく張も存に心始人
稀なりと云は此の物も存ても朝夕
犬追物の御折い折るむけら事也い
けのふに弓馬張たんまんまはため
くまむけら犬追物の事ハ大は成むつ
か始半より始り弓馬を云云始り



一 流鏑馬の儀は傳へては具伝成る事也

一流鏑馬其外矢はきよいそく事伝はたらく
やいり

一 尚流の流鏑馬ハ矢十本事右の如く可て
弓小法ふ時の並れ筋よてつゝありそ
亦遠つゝしたるハ弓小人法ゆいさを
角くそのまゝ引て射しつゝかゝり本
中ハハ矢出さるる之鏑のまはよりけり
鏑本之本左凱の時ハよりつゝくも赤の
あり

一 槍の儀は例式の極よまゝにては
れし小之取むはてしむる也同作物にて
元よまゝの時もあはゆいむる事
流鏑馬の時ハ事也

龍手田定經不持

飯田石見守傳來し書云流鏑馬の時ハ扶合

の結核は其の事より一より一
上より下へ通す事をして又また
はけてそのあつた二つをい
て又結核は其のつがのあつた
上より下へ通す事をしてつが
の結核をいひ神の合て下より上へ
ふたつは其の目とすむをい
ふふふふふふふふふふふ
一具はけしすすすすすすす
一人はけしすすすすすすす
一人はけしすすすすすすす
むす様の事 例式三巻またそのあつ
て一むすの法をいひむすむす
はあり

は肩すすす
多賀高忠書

・同書云何よてもいひか
る右ゆひはすすすすすすす



小徳張かけく三巻はさてとむるあり
丸のゆりの徳と大ゆりのより蘇
とつる備もきあふ熱かあふけ徳とむ
あかからるる犬追物笠魚具足きてと
流籠馬の時口多あてはあ備此あり
犬笠魚具と此とむと換ち常より具ゆ
りあふ徳留も力也

●同書云於うけぬ子衣裳と之事流籠馬

の時又かきつて手衣裳といふ

●飯田家傳來書云イニキツケラリ衣裳又てふくろと

よこトムキツケラリ内面とらぬ

●飯田家傳來書云流籠馬の時安槍を

衣裳と云也同陳中してもし厚すかり又

軍中してハ衣裳とハリり長巾也

●萬國書喜信書云ゆりけい志くあり

厚結り留すくてんやふりぬ此

け々条イニシ

日上



今もや唐ハ二目と本堂すは
の本よても今事ありあはハ流編馬
神事此時用也

籠子面定経取持

ひそ糸いふし

・飯田石見古傳来し書云や不十丸のこ紙

のりかゝ矢ハ本ハヤハリ

長沢正信所持

ひそ糸いふし

・吉良書云屋ふりぬれ時履ハ指矢敷

ひそ糸いふし

一十二丸成ハ何毛四つ多て響の羽皆

編少敷ハ一編の切ら矢束巻せは祢
あまねとハ十と

・行騰の事

ひそ糸いふし
高巻書

・貞人等云行騰の事笠然流編馬神

事ハ射す時そ高巻のハ不中及

歳七十八十小成共忠巻毛のむこ

紙をくハ巻毛ハ行騰中ハりり

高の義あり大逆物時をくハりり

神事引膳之事 加振ノ可切例式
みしやくはめて可切引目さめノ事ハ
多し引目と腰ノ所すしと可付九
華院結城引目さめノ事此下笠倉
小笠掛流鑷馬牛ノ神事トテ射家
時ハ此のむ。を此のしとすとの切の
成四寸ちりしとすりてとくちあり 重外
右例式あり此む。を此のしとすとの神事
小かすしる事ノ神事トテ志起時ハ
とくしと何る處しと

一流鑷馬笠然大過物又ハノ事ノ事此
引膳とて酒城のしをんを付たを
すしと此ハ丸皮城さりて受て座を
一白毛の方向ハ考下しむ。を此の
たして此方上一志を受てひ色の方
ち受てし後又切りて受下 又白毛の方

文

一揚の水干一具

白打平の笠一 あこの一丈と枝籠

一夜宮あ干一具

是ハ装束師ノ助成ノ借中ニ

一射衣の當多八具

三層装束一具 舎人

装束一具

的持装束一具

宛帯十二

烏帽子十頭

一随兵十騎

當多四十具

帯四十

一的立の装束紅赤衣在袖一 三具也

アコメニ

烏帽子二頭

大帷二

下袴ハカマニ

宛帯ニ

毛沓二足

一射衣の兒けこいの具足事

白粉

輕粉

夕トウカニ一ツイ

眉作

眉墨

解梳トキクシ

髮梳ヒシクシ

コマカ梳

水入

水割

カミミリ 大小子コ
モトナリ 五ツ二用
ナリ

次子兒ハ出立持事

水干

竹笠

弓矢

逆顔サカツラ

矢走ヤハレリ

エコテ 帶 二筋 廟 行瞻 ハリニ系ヲ付テ
用意スヘシ

右圖書云南大門より隨兵の番宛の

より板南大門の正面の東のこゝに馬

城南へのゆく乾方へむきむきにてよ

むしては中音角にては役人とは

祓てより中定よりしては紙ありては

中や口傳あり番南のかき紙ありては

紙折紙おして 今程ハ引合
小カク

長川 各元 隨兵番宛次第

合一番 二番 シタニ 名字 ヨラク 殿 字ヲハ

スエサレナリ 里ノ名ト假名之官アラ

ハカクヘシ

ハ局中イナシ
タタ賀高志書

・員人草云三物ハ屋ノハ笠也

犬追物事之伝近江ハ流鑄子酒也

はる犬笠也 如くしを云也

同書云物と云ハ流鏑馬坐敷十笠掛
犬追物からぬら入事

籠子面定経野持

飯田石見書傳來し書云流鏑馬むりハ

貴人ハ何とハハ南時ハハハ急務ハハ

右同書云ヤ不ハハハ十騎ハハ射事ハ

ナリハハハハハハハハハハハハハハハハ

今此一校ハハハ
又ハハハハハハハハハハハハハハハハ

右道論曰問曰流鏑馬目何時之事哉

答云此處為神能之間能ハハハハハハハハハハハハハハハハ无ハハハハハハハハハハハハハハハハ左右不及記

之然而流布事者自維年中坂上田村

柳榮為東夷征討之故下向之時

趣方大明神ウケ勅給ハハハハハハハハハハハハハハハハ三權護之ハハハハハハハハハハハハハハハハ怨敵ハハハハハハハハハハハハハハハハ无ハハハハハハハハハハハハハハハハ

左右カクシ巨カクシ退治由之大明神被廻射藝之

妙術ハハハハハハハハハハハハハハハハ鳴鏑ハハハハハハハハハハハハハハハハ射流ハハハハハハハハハハハハハハハハ給依ハハハハハハハハハハハハハハハハ此究術ハハハハハハハハハハハハハハハハ忽賊徒ハハハハハハハハハハハハハハハハ楚

忽被射捕而後名流鏑馬且又為被破



貧瘠癩之三毒之故也然者彼大明神
氏人之外不可知奧術三々九四九三
昭細引不引取留八的乞岳以
下奧藏宜前後氏人者也馬場之塚
的合射藝的寸法立樣上馬次
算別紙在之可引是也

一 於閑車八幡宮 賴朝御代

神事射年次算

二月初卯 十六騎

四月四日 十騎

五月五日 十六騎

六月七日 十六騎

八月十六日 十六騎

九月九日 十六騎

十月

十騎

十一月

七騎

此外用意（射手每度以二騎以有
盈）

隆如新語（口傳等不可勝斗於
流鏑馬者為作物家初之間殊以
秘之仍輒不能傳授然若撰卷用莫
作尚道之聊尔先入望斯誠也
能之秘之

永享八年八月廿八日

前備前守持長 在判

此卷八月廿八日（永享八年八月廿八日）此卷八月廿八日（永享八年八月廿八日）此卷八月廿八日（永享八年八月廿八日）

右三騎員文目書

前備前守持長



右類聚流鏑馬次第浦上赤五左傳門直方之所
編集也浦上自享保中
本文ハ持長之記也其間ハ他ノ書ニ
字頭ニ依リテテ書加タルナリ

安永三年午六月七日

扈從隊士伊勢平藏貞丈寫

左列

日五年丙申七月得本校合予以朱書入之
日年八月又得本校合予以藍色書入之此本者清書之本ト見タリ

右之記貞丈自書

菅原成胤寫之

貞丈之藏書ニ首ニ小序有リ此書ハ
石川先生之書ヲ得テ寫早後三三テ朱書ハ
之小書ニ加フ妙ニ小序ヲ脱又貞丈ハ本府
書ニ此序不用ト記七貞丈ハ是巧補ス所之序也故曰此序不用ト記不
成胤

